

宿泊者名簿について

- ★ 旅館業法第6条第1項の規定に基づき、施設に宿泊者名簿を備えてください。
- ★ 宿泊者と玄関帳場で面接をして、宿泊者名簿の記載等を行ってください。
- ★ 宿泊者名簿には以下の項目を記載することが義務付けられています。

- ①宿泊者氏名 ②住所 ③職業 ④国籍
- ⑤旅券番号 ⑥到着年月日 ⑦出発年月日 ⑧年齢
- ⑨性別

※④、⑤は日本国内に住所を有しない外国人宿泊者

- ★ 日本国内に住所を有さない外国人宿泊者の場合には、宿泊者名簿とともに旅券（パスポート）の写しを保存してください。

裏面に日本語、英語、韓国語、中国語による案内文書（パスポート呈示等）を掲載していますので、御活用ください。

- ★ 宿泊者名簿（旅券（パスポート）の写しを含む。）は3年間以上保存してください。

京都市医療衛生センター 旅館業担当

（TEL 075-746-7209）

パスポート呈示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、2005年4月1日から「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、*氏名 *住所 *職業 等の記載に加えて*国籍 及び *旅券番号 の記載とパスポートの呈示及びコピーを義務付けましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Request for producing of passports, etc. for identification purposes

Ministry of Health, Labour and Welfare

Since April 1, 2005, under the relevant laws and regulations, the Japanese Government is requiring “foreign nationals who do not possess an address in Japan” to provide their *nationality and *passport number in addition to their *name, *address, and *occupation, etc. and produce and make a copy of their passport upon checking in at lodgings. Your understanding and cooperation is appreciated.

여권 제시 등의 부탁

후생노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 2005년 4월 1일부터 「일본국내에 주소를 갖지 않는 외국인」이 숙박할 때에는 *이름 *주소 *직업 등의 기재에 추가적으로 *국적 및 *여권번호 기재와 여권 제시 및 카피를 의무화하였으므로, 이해와 협력을 부탁드립니다.

请出示护照等

厚生劳动省

日本政府根据法令，规定自2005年4月1日起，凡“在日本国内无住所的外国人”在投宿时，除必须填写*姓名*地址*职业等外，还有义务填写*国籍和*护照号码，并出示、复印护照，敬请予以理解、协助。

宿泊者名簿（例）

名 前 (N a m e)		年 齢 (A g e)		性 別 (S e x)	M ・ F
住 所 (A d d r e s s)					
職 業 (O c c u p a t i o n)					
到 着 年 月 日 (C h e c k I N)	.	.	出 発 年 月 日 (C h e c k O U T)	.	.
国 籍 (N a t i o n a l i t y)		旅 券 番 号 (P a s s p o r t n u m b e r)			



私は、ハウスルールの内容について、スタッフから説明を受け、内容について理解しました。

私はそれらの注意事項を守り、マナーを守って滞在します。

I got an explanation from the staff about the contents of house rules and understood the contents.

I will keep the house rules and stay with good manners.

署名 (signature)
